

障害者差別解消法を理解し、豊かな共生社会をつくりましょう

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成28年4月1日に施行されました。

障害者差別解消法とは？

行政機関や民間事業者における障がいを理由とした差別をなくし、すべての人が障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。

対象は、障害者基本法に定められた障がいのある人すべてに及び、障害者手帳を持っていない人も含まれます。

この法律により、障がいを理由とした差別の解消措置として、障がいのある人に対する「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されました。

◆不当な差別的取り扱い

正当な理由もなく、障がいがあるということを利用してサービスなどの提供を拒否したり、制限したりすること。

具体例

- 車いすだからといって入店、サービスの提供を断る。
- 障がいを理由に窓口対応を拒否する。
- 資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 特に必要ではないのに、付き添い者の同行を求める等の条件を付ける。特に支障がないのに、付き添い者の同行を拒む。

◆合理的配慮の提供

障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合に、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために、必要で合理的な配慮を行うこと。

具体例

- 車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをする。
- 車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡す。
- 映像資料に手話や字幕を付ける。
- 障がいの特性に応じた手段（筆談、読み上げ、手話など）で対応する。
- 障がいの特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更。

不当な差別的取り扱いは、行政機関だけでなく民間事業者でも禁止されています。また、障がいのある人への合理的配慮については、行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務となっています。

市では障害者差別解消法の基本方針に基づき、市職員が適切に対応するために必要事項を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定しました。

障がいを理由とする差別を解消することは、社会全体の責務です。一人ひとりがこの法律を理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

障がい者の差別に関することや障がい者に伴う全般（虐待含む）の相談等は、お問い合わせください。

【問合せ】 社会福祉課（内線154）

楽腰館 東平鍼灸接骨院

●往診可 ●急患受付 ●通院送迎実施中 ●無料

交通事故、労災 各種保険取扱い

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前9:00~12:30	○	○	○	/	○	○	○
午後2:30~ 8:30	○	○	○	/	○	○	○

休診日/木曜日

土・日診療中

〒309-1705 茨城県笠間市東平2-12-8

TEL 0296-77-9939

FAX 0296-77-9809